

## 令和3年度 第3回 庁舎建替庁内検討委員会 会議録

《日 時》 令和4年2月24日(木) AM10:00~11:00

《場 所》 第2委員会室

《出席者》 総合政策部長、財務部長、市民環境部長、危機管理部長、福祉部長、保健部長、子ども家庭  
応援部長、魅力創造部長、まちづくり推進部長、建設部長、会計管理者、上下水道局長、議  
会事務局長、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、病院事務局長、公営競技事業所  
次長(公営競技事業所長代理)、消防長

《事務局》 戎井副市長、総務部長、庁舎建設準備課長・課員2名

### 【議題】新庁舎整備に向けた考え方について

#### 一 戎井副市長による経緯説明 一

前回の庁内検討委員会では、事務局が今年度を通じた検討経過の説明が無く検討した結果だけを述べたため、説明が不足してしまっただけで、私から経緯も踏まえてもう一度説明する。

昨年度、庁舎建替えのプロポーザルについて不透明な部分があるということから契約議案が議会で否決されたが、その前段階にある基本計画については了承をいただいております、これを前提とすれば、プロポーザルに問題があるということなら再度募集するという考え方もあると思うが、市町村役場機能緊急保全事業の期限が切れ同額での事業費では事業を行えないので事業費を圧縮する必要がある。また同じ条件でやり直すとしても予定する工期よりも遅れることになる。現庁舎の安全性を考えれば1年でも早く新庁舎を建設することは喫緊の課題である。また基本計画は議会も承認し市として決定したものであり最大限尊重しなければならない中、これらの課題を解決するための検討を重ねてきた。

課題を解決するために一番良い方法として、「仮設庁舎を建てなければ事業費・工期を圧縮できる」、「新庁舎ではユニバーサルレイアウトや電子化等による文書量削減を行うことで業務に支障の無い範囲でスペースを削減し延床面積を見直す」、「立体駐車場を作らなければさらに費用を削減できる」ことで、113億円の財政負担で賄えるのではないかと計算した。また仮設庁舎を建設しなければ令和10年度の新庁舎の完成目標を維持することができるとも考えた。

当初考えたのは、仮設庁舎を建てずに第2駐車場と水道局敷地側に1棟で建てる案だが、2棟よりも高層になり城周辺との関係や景観等様々な課題も生じる。第2駐車場にある石垣を保存しながら建てなければならず、建物のフロアレイアウトもL字型で真四角のような整形ではなくなる。上水道は企業団に統合される見込みであるため、建設期間中に水道局と財産の調整も必要で、倉庫移設の費用の課題もある。

一方で、コロナ禍においてリモートワーク等のデジタル化が進む中、職員が移動せずにリモート対応できるようになり電子申請も今後普及すれば、対面での窓口業務が減ることも考えられる。それでも窓口に来られる市民は多くいらっしゃるが、公共交通機関を使って来られる方も多いだろうし、駅前に窓口機能を集約していけば市民の利便性が上がることも期待できる。また福祉総合センターの土地利用もコロナ禍で新たな利用が進まない状況もある。現地も庁舎の規模を抑えることで、高さの問題等様々な課題をクリアできるということで、現地と福祉総合センター敷地との分棟案を前回の庁内検討委員会で提案した。

ただし、この案は議会開催時等の移動に不便が生じるのではないかとといった課題もあるが、新しい庁舎

の考えとして、庁舎が分かれていても一方の庁舎に相談に来た時に別庁舎でも市民センターでもリモートの窓口があれば相談ができ申請も完結するようなことを考えていかなければならないと思うし、そのようなことができれば課題は補正できると思う。一方、職員に対しては負担をかけることにもなるので、来年度から電子決裁も導入されるように、電子化できる部分を進めリモートでも業務ができるように実施する等できるだけ働き方改革を進めていきたい。

このような経過から、事務局としては分棟案が良いだろうと考えたが、現地での1棟案も当然考え方としてあるので、引き続き庁内検討委員会で議論してもらいたいし、議論が進めば議会や市民の皆様にも意見を聞いていかなければならないと考えている。

#### 一 事務局による案の説明 一

副市長からの経緯説明にもありましたように、現地案とその派生案として、現地と福祉総合センター分棟の2案について説明します。

見直しの方向性としては、令和元年度に策定した基本計画により一定積上げてきたことを全面的に否定するものではなく基本計画に必要な追加変更を行うという考え方で、建設候補地についても基本計画にあるように現地を中心とした考え方を基本としています。

まず財源確保ができないか検討し、国へも直接相談しましたが、現状での市町村役場機能緊急保全事業に代わる制度は無く、また大阪府の指導としても今後制度ができて支援を行うとなっても市町村として建設費圧縮など努力すべきとの返事をいただいた。そこで当初に認められている財政負担の範囲を一つの目安として建設費の削減を図ることとした。

現地での建て替えを考えた場合、仮設庁舎・立体駐車場を見直せないかをまず考え、それでも想定の実業費の圧縮には至らなかったため、延床面積の見直しを考えた。まず執務空間の余白率（机と椅子で座った状態以外の余白部分）について、計画値を当初標準である72%から他市事例も参考に許容範囲である65%に縮減することや、ユニバーサルレイアウトを徹底することで対応可能と考えた。また外部職場についても消費生活センターを除いて現状維持とし、想定事業費内で現在の新館・旧館の配置部署とIT推進課を1棟内に収める案を考えることができた。

次に建て方について、まず現地1棟案は、第2駐車場、上下水道局敷地及び公用車庫を含むL型の敷地を利用して建てることになる。別館・第2別館と合わせて今まで通りの庁舎群としての集約状態を維持でき、また市民にとっての馴染度も高い。一方で水道局敷地を使用するため土地の帰属について一般会計と企業会計について所管を変更する必要があり、また異なる会計間の資産の異動は有償となるので、用地買収か等価交換が必要となり、上下水道局の倉庫を移設する費用や移設に関連した公用車移動の問題も発生する。ほかにも文化財である石垣を跨いで建てる場合のリスクや、1棟で高層となると現地の歴史と景観に対する配慮等の課題もある。

このような課題もあり他の建設方法がないかを次に考え、現地と福祉総合センター2棟の案を考えた。

庁舎間が離れることのデメリットは考えられるが、現地と福祉総合センター側に分けて建てることで、現地の庁舎規模を抑え現地1棟案であった課題を解消しつつ、福祉総合センター側にある程度の広さの整

形な建物に他市事例の総合窓口のような市民の窓口を集約させて、元々同地が持つ交通利便性の高さも相乗して、来庁者の利便性の向上が図れるのではないかと考えます。

庁舎間が離れることのデメリットについては、分散とはいえ、交通利便性の高い場所に窓口を集めることでの市民にとっての利便性向上への期待と共に、令和4年度から始まる電子決裁化を始め、国が推進する自治体DXにより、令和7年度までに住民基本台帳や印鑑登録等をはじめとした17業務のシステムの標準化・共有化、また令和4年度末を目指すとしている行政手続きのシステムのオンライン化等の流れと共に本市庁内事務のデジタル化やリモート化を推進することで、補正できるのではないかと考えます。

また現地については、窓口機能が福祉総合センター側に移ることで、現地の必要駐車場台数が大幅に減る可能性があるのではと考えている。試算ではあるが、旧館・新館跡地について平面駐車場にしておくこともできるし、城周辺の利活用にも使えるのではないかと考えた。

荒い試算ではあるが、建設コストは1棟案でも分棟案でも100億円程度となるので、現地を中心とした建設と考えつつ、現地では歴史と景観の配慮を図りかつ跡地の利活用の余地も生まれ、一方福祉総合センター側を利用することとなり分棟とはなるが、市民窓口等の一定の集約や将来的なデジタル化を図ったうえで分散ということも踏まえ、最終的に分棟案が良いのではないかと考えた。

さらに検討を深めるため、引き続き庁内検討委員会で議論を継続させていただきたい。

今回の議会への報告として、新庁舎整備に向けた考え方の中で、現地だけで考えるのではなく、福祉総合センターの跡地も検討に含めたいということを庁内検討委員会にお諮りしたい。

また報告事項として、2月18日に総合防災マップの情報が配信され、河川洪水ハザードマップの情報が更新された。更新内容は、これまで2%の確率で起こる集中豪雨だったものが、0.1%の確率で起こる集中豪雨、いわゆる千年に一度の大洪水も対象にしたハザードマップになり、今まで影響が無かった堺阪南線沿いまで50cmの洪水予測が示された。現在の庁舎建設候補地は現地を中心としている。分棟案でも現地に議会機能や災害対策本部を置く予定としているので、危機管理課にもリスクについて確認したが、無停電電源装置を上層階に設置する等何らかの対策があれば、直ちに危険とは言えないとのことだった。

前回検討委員会で指摘いただいた福祉総合センター出庫の問題について、平成30年3月の基本計画策定業務支援報告での交差点交通処理の検討では交通処理上の問題はないが状況による懸念はあるとの報告であった。左折入庫左折待ちの時間では岸和田駅への直新車との関係ではけ残りの懸念があり、また福祉総合センターからの右折出庫では、敷地内渋滞の懸念がある。過去の候補地選定の時点で当課の考えとしては、左折入庫左折出庫を原則とし、ガードマンによる誘導等を考えていた。現時点での基本的な考え方としてはこのとおりである。

#### 一 委員会における意見等 一

- ・基本計画の考え方として現地での建設が基本としてあり、現地での1棟案を先ず考えたが、様々な課題もあるので課題解消を図るために派生した案として、現地・福祉総合センター分棟案を考えたということと理解した。
- ・議会での委員会のリモート開催は差し支えないとの通知はあるが、あくまで開催場所への参集が困難な非常事態における対応である。

- ・ 上水道は協議が進めば令和6年度から企業団への統合予定であり、異なる組織になれば上水道財産の扱いが現地建設での障害となる可能性もある。基本計画策定時には事前の協議で一定の配慮はされていたが、建設時期が変わるのであれば時期的な課題も考えられる。
- ・ 基本計画では施設の集約も掲げており、分棟を考慮するのであれば対応を考えておくべき。
- ・ 庁舎の跡地活用については様々な選択肢があり部局を越える話になるので、先の話になるが、庁内横断的に検討する組織を設けて跡地利用の方向性を考えた方が良い。

以上